

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、児童が在籍する学校において、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるか問わないものとし、インターネット利用も含む）であって、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

・いじめを防止するための基本的な方向性

地域・家庭・学校は、「いじめや暴力は絶対に許さない」という気持ちを共有し、「いじめを見逃さないこと」「いじめ・暴力を、決してしてはいけないこと」という意識を児童たちに啓発していく。学校・家庭・地域が連携して、児童を育てていく。

さらに、地域・家庭の理解・協力を得るために、すべての教職員でいじめの問題に取り組んでいくことが大切と考える。そのために、全ての児童が、いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、未然防止の観点を大切に取り組んでいく。すべての児童が自己有用感をもち、安心・安全で学校生活を送ることができるよう日々の学校生活を充実できるように教育活動を計画していく。

2 組織の位置及び組織的な取組

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、学校経営の基盤となる企画会メンバーを中心にして運営し、適宜、全教職員で共通理解を図ることとする。委員会（定期開催）の構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、ブロックリーダー、特別支援コーディネーターとする。必要に応じて、その他職員、学校カウンセラー等の専門家の参加を求める。

・組織の役割

いじめの疑いが発見された場合は、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に報告する。事案に対して対策委員会が中心となって組織的に取り組み、定期的な対応を行う。構成員で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた情報の収集・発信・記録に関する役割分担を行う。重大事態が起こったときは、対策委員会構成員が中心になって調査をする。

教職員のいじめ防止のための研修計画や児童の生活を点検する計画を立案する。

・年間計画

月	内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の役割の確認 ・年間計画の確認 ・新年度の児童の引継、共通理解 ・新学級の実態把握、情報収集 ・特別支援教育研修計画 ・児童理解研修計画 ・自分づくりパスポートによるDAY目標の設定（児童のめあてを具体化、意識付け） ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（引継ぎ・見守りの確認）
5・6・7	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-Pアセスメントの実施（学級風土、児童理解） ・学校生活に関するアンケート実施（児童生活実態の把握、いじめ相談有無の確認、改善） ・教育相談（児童や家庭との情報交換） ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（毎月）
8・9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの登校状況、認知案件の状況把握 ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（毎月）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自分づくりパスポートによるDAY目標の振り返り（児童のめあての状況評価） ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（毎月）
11・12	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-Pアセスメントの実施（学級風土、児童理解） ・人権週間の取組（人権意識に関する啓発） ・学校生活に関するアンケート実施（児童生活実態の把握、いじめ相談有無の確認、改善） ・教育相談（児童や家庭との情報共有） いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（毎月）

1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業明けの登校状況、認知案件の状況把握) ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換（毎月）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告) ・自分づくりパスポートによるDAY目標のふり返り（児童のめあての状況評価） ・いじめ防止対策委員会と職員会議における情報交換 ・次年度に向けて、引き継ぎを要する案件の整理、引継準備

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止

すべての児童が安全・安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画、豊かな心の育成推進プランなどをもとに、教育活動を進める。

「学びの基礎・基本の定着」を図りながら、すべての児童が他者との違いを当たり前のことと認識できるように啓発する。自分づくりパスポートの活動の一つとして、「DAY 目標」を設定する。児童自身が「他者を大切にすることについての具体的な目標」を考え、設定し、目標実現に向けて努力することを通して、児童が他者を大切にできる態度を身に付けさせていく。

わかる授業づくりを進め、お互いに認め合えるような教育活動を工夫する。そして、「自分は必要とされている、認められている」という自己有用感を児童がもつことができるような居場所となることを目指す。

・いじめの早期発見、生活に関するアンケートの実施

日常的に児童の様子(表情や声、保健室での様子など)についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守りを行う。授業や休み時間、給食などの日常の様子の中から、ささいな変化やサインを見逃さないよう児童の様子を観察する。毎月の「いじめ認知報告」に加え、Y - Pアセスメントや生活に関するアンケート、スクールカウンセラーによるカウンセリング、SSWの見守り活動などを活用する。

・いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を定期的、適宜必要に応じて開催する。組織的かつ迅速に対応する。いじめを受けた児童・保護者の気持ちを丁寧に受け止め、いじめを行った児童・保護者に対する指導、支援を継続的に行う。

いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報し、援助を求めるとともに、関係機関、専門機関と連携を行う。

・研修の実施

年間計画に基づいて特別支援教育研修・児童理解研修を企画、実施する。

・人権週間の実施

だれもが安心して豊かに生活するために必要な人権感覚を高める啓発活動として、人権週間を企画、実施する。

・学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、日々、保護者や地域の方々と情報を交換し、共有化していく。保護者とは、個人面談や懇談会、PTAや地域とは、共同開催による市沢音楽鑑賞会や懇談会の機会を通して連携を深めていく。

4 重大事態への対応

重大事態が発生したと思われる場合は、直ちに調査を実施するとともに、教育委員会に報告する。いじめ防止対策委員会を設置し、再発防止に向けた対策を検討する。調査結果を教育委員会に報告。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係、いじめ解決への取組を報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。